

令和元年第9回辰野町議会定例会会議録（16日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和元年12月17日 午後2時00分

3. 議員総数 12名

4. 出席議員数 12名

1番 吉澤光雄

2番 向山光

3番 瀬戸純

4番 舟橋秀仁

5番 松澤千代子

6番 山寺はる美

7番 樋口博美

8番 池田睦雄

9番 津谷彰

10番 矢ヶ崎紀男

11番 小澤睦美

12番 岩田清

5. 会議事項

日程第1 議案第2号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第3号 辰野町景観条例の制定について

議案第4号 辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第5号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 辰野町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第21号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第2 議案第10号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 3 議案第 12 号 令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 4 議案第 16 号 令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 17 号 令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 20 号 令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第 8 追加提出議案の審議について  
 議案第 22 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 9 議員提出議案の審議について  
 発議第 1 号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出について  
 発議第 2 号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 10 議会閉会中の委員会の継続審査について
- 日程第 11 議員派遣について

#### 6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	小 野 耕 一
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹	住民税務課長	武 井 庄 治
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	赤 羽 裕 治
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子
こども課長	加 藤 恒 男	生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

#### 7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

#### 8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 11 番	小 澤 睦 美
議席 第 1 番	吉 澤 光 雄

## 9. 会議の顛末

### ○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

### ○議 長

議会最終日となりました。よろしくお願いいたします。定足数に達しておりますので、第9回定例会第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。

日程第1、議案第2号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号、辰野町景観条例の制定について、議案第4号、辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第5号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号、辰野町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号、辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第21号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上9議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長向山光議員より報告を求めます。

### ○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました議案第2号から第9号及び第21号についての審査状況を報告します。12月11日及び12日の両日、それぞれ午前9時から総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、町長並びに担当課長等出席の下、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。なお、一部議案の審査において、委員外議員から発言の申し出がありこれを許可しましたので、その質疑も含めて報告いたします。

まず、議案第2号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。地方公務員法等の改正に伴い、これまでの非正規職員は、学識・経験のある人等に厳格化される特別職と、常勤に欠員が生じた場合に厳格化される臨時

的任用、更に会計年度任用職員の3種類に分類され、更に会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムに分けられることとなります。会計年度任用職員の内、フルタイムについては辰野町においては任用予定がなく、パートタイムについては時間額又は月額報酬と期末手当、通勤に係る費用弁償等が支給され兼業ができることになり、また、年次有給休暇や特別休暇については別に施行規則や就業規則に定めるということで、その内容についても説明がありました。また、募集に際して年齢制限を外すこと、地方公務員としての服務に関する規定も適用になることなども説明がありました。更に、処遇改善の中で年間の給与総額が上がることから、社会保険の扶養になれない場合が出てきて、その方が来年度以降、引き続き職員募集に応募していただけるか心配があるとのことでした。

主な質疑は、「フルタイム会計年度任用職員との大きな違いについて。」の質問に対して、「フルタイムは7時間45分勤務で月給制、共済組合加入、退職手当支給などがあり、また兼業するには任命権者の許可が必要であること等の違いがある。」とのことでした。2.「現在の非常勤職員へは年内に4回の説明会を行い、また1月の募集に合わせて各職場で意向を聞くなどコミュニケーションを図る。」とのことでした。以上の質疑応答ののち、採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、景観条例の制定についてであります。上伊那地域においては令和2年度末に、上伊那全市町村が景観行政団体に移行することを申し合わせてあり、辰野町独自の景観を守り育て、良好な景観形成のルールをつくることを目的として条例を制定するものであります。この条例の制定によって県知事との協議の上、景観行政団体になることができ、景観計画の策定、景観形成のための基準づくり、規制誘導を行うことができることとなります。条例は一部を1月施行として周知期間を設け、規制等については4月施行としています。主な質疑は、1.「太陽光発電設備に関して、検討されている太陽光発電の設置規制条例案での面積基準との違いについて」の質問には、「景観形成と環境保全の目的の違いからの乖離であり問題なく、また面積については上伊那の中で概ね統一している。」とのことでした。2.「既存の建物等への規制については、遡及できない。」との答弁であり、また「規制違反に対する罰則については、景観法において、罰金・懲役刑が定められている。」とのことでした。3.景観形成重点地区、住民団体、住民協定等のあり方については、「住民の合意を形成して進めていく。」との答弁でした。4.「荒廃した農地・里山に関する町民の責務につ

いて」は、「景観計画の中で具体的に示していく。」とのことでした。以上の質疑応答ののち、採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。地方公営企業法では、下水道事業についてはその適用が求められていませんが、総務大臣通知により人口3万人未満の市町村においても、令和6年4月までに同法を適用させることとされたことから、辰野町においても令和2年4月から同法を適用することとし、そのために条例を制定するものです。同法適用により発生主義の複式簿記となり、経営の見える化が図られ、経営の基盤強化や経営改革が推進されるとしていきます。今回、農業集落排水処理施設について公共下水道に統合することによって、併せて地方公営企業法が適用されることとなります。主な質疑は、1.「農業集落排水処理施設の予算上の扱いについては、下水道事業会計に一本化し、その中で各農集排施設ごとに予算管理していく。」とのことでした。2.「企業会計適用によって大きく変わる事項は何か。」の質問には、「上水道と同じく、資産の状況、減価償却費の状況、貸借対照表等が示され、例月出納検査も行われる。」との答弁でした。3.「地方公営企業法を一部適用することについては、経営状況の明確化、財務状況の明確化が一番求められていることであり、そのことは一部適用でも可能であること、全部適用には整備すべき条例・規定が広範になり、法適後の事務の煩雑さ、経費の増大が懸念されるため、一部適用とすることとした。」とのことでした。4.農集排の公共下水道への統合後の維持管理については、「辰野北部と沢底地区では公共下水道へ管路を接合し、処理場を廃止する。それ以外の処理区については管路の接続は困難であり、当面スクリーンのごみ取りや草刈り等は引き続き地元で行ってもらおう。」とのことでした。5.「料金については、辰野北部と沢底地区では公共下水道へ接続後、公共下水道と同一料金にし、他の処理区では、いずれも地元の理解を得た上で公共下水道と同一にしていく。農集排分担金は廃止して、公共下水道と同じく負担金として同じ体系化していく、金額は農集排の連絡会で協議していく。」とのことでした。以上の質疑応答ののち、採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告を受け、職員の給与、手当等の改正を行うものです。改正の主な内容は、1.給料表で30歳代半ばまでの引き上げ、平均改定率は0.1%と初任給の引き上げ2.12月の期末手当の0.05月分の引き上げ3.住居手当支給額の改正で

す。審議・採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第5号と同様に、人事院勧告等に準じて議会議員及び常勤の特別職の期末手当の率を0.05月引き上げるというものです。審議・採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在指定管理によって管理運営を行っているたつのパークホテルについて、安定的、継続的に適切な水準での管理運営を維持し、地域住民の福祉の向上を図っていくことが必要なことから、利用料を改定しようとするもので、宿泊料金の大人2万円を2万5,000円に、日帰り入浴の大人500円を600円に改めるというものです。「たつのパークホテルは平成5年の竣工以降、町開発公社の経営を経て平成20年度から指定管理制度を導入し、現在の指定管理者グリーンハウスは、平成25年度から期間5年の2期目に入っており、赤字については同社で負担する一方、収益が出た部分についてはその20%を変動負担金として町へ繰り入れていること、そのような形での指定管理を行うことができているのはパークホテルだけであり、経営力・資金力のある同社がより効果的に管理運営をしていくために、宿泊客の嗜好に合わせるための宿泊料の上限の改正と、入浴客落ち込みに対して収支改善のために入浴料の引き上げを図る。」等の説明がありました。主な質疑は、1.「入浴料の値上げにより入浴客が減り、経営改善につながらないのではないか。」との質問に対しては、「町民向けの利用券・割引券を出すことによって、湯に行くセンターも含めた利用者数の拡大を図りたい。」との答弁でした。また、「他の上伊那の施設も引き上げを望んでいる中で、パークホテルは引き上げに踏み切ることになったこと、最初の1期目で1,000万円の赤字であったにも関わらず、2期目の指定管理を応募してきており、大きな初期投資もしている。これだけの意欲がある企業に、指定管理をしてもらうことは長期的な視点でとらえる必要がある。」との説明でした。2.「パークホテルのサービスの差別化に限らず、施設としての差別化も必要ではないか、そういった視点も含めて、指定管理者に任せきりでなく、設置者としてもっと関与すべきではないか。」との指摘に対して、「任せきりでなく経営状況の報告を受けて協議をしているし、町としても壁紙の張替え等、この2~3年の間、1,000~2,000万円を投じている。」との

ことでした。また、「委託の場合は両者対等であるが、指定管理者制度は管理を委ねる、経営感覚を尊重するという趣旨のものである。」との答弁でした。意見としては、「湯に行くセンターとパークホテルでは客層が異なるが、割引券を出すことにより、新たな客の掘り起こしが期待できる。」2. 「日帰り宴会利用者の減少をはじめ、各分野の収支見込み等をしっかりすべきではないか、料理に対する客の満足度が落ちているのではないか。」3. 「これだけしっかりした業者はなかなか現れない。そのような企業が出した提案については、とりあえず1年でもやってみて、様子を見てもよいのではないか。」4. 「公共施設であり、住民福祉の一環として設置したものであり、100円の値上げは負担増となる。公共施設は直営が基本であり、直営できないのなら存続の是非を検討しても良いのではないか。」以上の質疑討論ののち、採決の結果、賛成4、反対1で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。会計年度任用職員制度の創設に伴い、特別職の職員である非常勤職員について見直しを行い、公民館の公民館長、社会教育指導員、分館長、分館主事を特別職から削除することと、農業委員会の農地利用最適化推進活動に対して、国の農地利用最適化交付金を受け農業委員報酬に能率給として支給することを可能とするものの2つの改正です。平成28年4月からの農業委員会制度の改正により、農業委員会の必須事務として新たに農地等の利用の最適化の推進が加えられ、80%の集積率を目指す中でその達成に至っていないことから、国の農地利用最適化交付金を受けその業務、従事に応じて年額報酬に加えて日額報酬を上乗せするというものです。主な質疑では、「この交付金はずっと続くのか。」との質問に、「集落ごとの話し合いを令和2年度中に終え、更に農地相談、遊休荒廃地対策を進めていくために、ずっと継続する必要がある業務である。」との答弁でした。2. 「上乗せする金額は日額6,000円を予定している。」とのことでした。以上の質疑応答ののち、採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。先ほどの議案第4号、辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてと同様に、総務大臣通知により簡易水道事業等について地方公営企業法の適用をするために、これまで同法の適用をしてきた水道事業に統合するというものであります。今回の経営統合は、川島、唐木沢、上野、鴻ノ田、小横川の簡易水道、

飲料水供給施設、簡易給水施設であり、これらの施設については、既に今年4月から町の管理・運営に移行し、検針も町が行い6月から料金徴収を行っているとのことです。主な質疑は、1.「各施設の財産については、町へ無償譲渡するとともに、クリプトスポリジウム対策として施設を更新する場合には、これまで同様に、建屋部分については地元で負担する。」との答弁でした。2.「条例の中で各施設の名称を残していくこと。」についての質問には、「統合には経営統合と事業統合とがあり、今回は会計を一本にする経営統合にととどめていること、管同士をつなげるものではなく事業統合には認可が必要で基準を満たさなければならないこと、各施設の中にはその施設で借り入れが残っているものもあり、それらを交付税措置等に対応するために各事業として残していく必要があること。」等の説明がありました。3.「統合後しばらくの間は、各施設の地元住民の不安・要望に対する対応として、水道協会や上水道運営審議会への関与が必要ではないか。」との質問に対して、「上水道一本になることから水道協会は解散の方向であるが、上水道運営審議会には、これらの施設からも委員として残るなどの検討をしている。」とのことでした。以上の質疑応答ののち、採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号、辰野町の公の施設の指定管理者の指定についてであります。(株)TUG BOATが信州フューチャーセンターとして指定管理をしている辰野町地域活性化センターの指定管理期間3年が、来年3月31日をもって満了することから、新たな指定管理者について議決を求めるものです。新たな指定管理者の選定については公募を行い、応募があったのは(株)共和堂と一般社団法人〇と編集社の2社であったこと、この2者に対して書類審査、プロポーザルを経て、副町長、町職員7人からなる指定管理者選定委員会と、識見を有する者5人で構成する候補者選定審査会に諮り決定したというものです。選定委員会での審査では、8人の委員全員の評価が共和堂を上位とし、また、審査項目いずれにおいても共和堂が上回っていたということです。審査会においてもこの結果が了承されたことから、新たな指定管理者を有限会社共和堂、指定管理期間は平成2年4月1日から3年間とする議案が提出されたものです。指定管理料は、343万4,400円です。主な質疑は、「これまでの経過について」の質問には、「平成14年1月の開設当初から平成28年3月までは、観光情報センターパルTISとしてほたるインターネット辰野が指定管理し、その後1年間が町が直接管理、平成29年4月から一般社団法人TUG BOATが指定管理している。」との答弁でし



た。2.「共和堂がこのような事業を行うことについては、同社の定款において、地域活性化、地域支援事業を行うことが明記されており、また、新聞業界においても地域貢献型事業を展開することに理解が得られてきたので、今回 TUG BOAT に代わり共和堂が応募することになった。」とのことです。3.「フューチャーセンターの名称については、TUG BOAT が商標登録したものであり、その名称は共和堂の指定管理においても残っていく。」との答弁でした。これらの質問の後に、選定手続き及び施設の設置目的とこれまでの成果についての質問、意見が出されました。選定手続きについては、選定委員会と審査会を経て選定されてきたものであり、契約の承認と同様に議会としては、その結果を認めるか否かの議決を行うだけであることを確認しました。一方、「この選定過程に議会も関与すべきではないか。」との意見が出ました。また、施設の設置目的については、地域課題を解決し、地域の活性化を図ることであり、1. 地域課題の解決に関する事業 2. 起業・雇用・継承・業績向上支援に関する事業 3. 施設及び設備の使用に関する事業 4. 地域情報の発信に関する事業ということで説明がありました。この3年間の TUG BOAT の指定管理において、これらの目的に沿った事業が行われてきたのか、また、今後の共和堂において行われることが期待できるのかという視点での質疑、討論が行われました。「3年間の事業成果が分かりにくい。」という意見があり、「利用人数だけでなく、事業の内容と成果を報告として提出してもらい議会にも分かるように示してほしい。」「目的があり、その目的に沿った人が何人来たかが重要だ。」「アウトプット、成果が見えることが必要だ。」「〇と編集社の方が良いのではないかという意見がある。」「TUG BOAT には実践型インターシップの委託料として535万円余が支払われている、この方が問題ではないか。」「公共施設として維持していく必要があるのか考える必要がある。」「審査の段階で、中小企業診断士などビジネス的感性を持った人が入るべきだ。」等の意見がありました。また、「起業問題など、商工会や観光協会とのバッティングもあったのではないか、それらとの話し合いが欠けていたのではないか。」との指摘もありました。これらの意見に対して、1.「彼らの持つイノベーションファシリテーターとしてのスキルによって、日常の組織では出会わない人が出会って、創造的に未来を議論していくことを通じて新しいビジネスを創造していくことを期待し、それが県にも認知されている。」2.「地域課題の解決という地域活性化センターの目的があり、それはコーディネートであるが、〇と編集社には、むしろプレーヤーとしての活動を期待したい。」3.「提案型の応募であり、共

和堂の提案内容は若者がチャレンジし地域の活力となる支援として、辰野中学との連携であるお仕事チャレンジや、辰野高校、信州豊南短大への拡大を図るとしており、今後はど真ん中プロジェクトにも取り組んでいく等が示されました。」4. 「また、防災、地域の支え合い、地域住民組織の運営、買い物弱者対策など様々な課題が地域にあるので、月1回くらいのフューチャーセッションを行うこと、ワークショップの後の課題解決を形にしていくまでの伴走をしていくことの2点を、町として共和堂へ要望し了承してもらった。町としても彼らの活動に寄り添いながら、距離感も縮めていきたい。」等の説明がありました。以上の質疑討論ののち、採決の結果、賛成3、反対2で可決すべきものと決しました。以上、9議案についての委員長報告とします。

○議長

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

○瀬戸（3番）

まずはじめに、これ全て言ってしまってもいいんでしょうか。1つずつ言っていってよろしいでしょうか。第2号案についての部分で、質疑ですよ。

○議長

できたら、1議案。

○瀬戸（3番）

1議案ずつでよろしいですか。第2号から、はい。第2号、会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の制定についての部分で、ちょっと委員長にお聞きしたいんですけども、今回資料の中の9ページですね、別表1に1時間あたりの報酬額が850円ということで現在よりも15円職種分類1、2の部分が15円増となりまして、最低の役場の中の850円というふうに掲載されているんですけども、今現在の平成元年の10月4日発行の長野県の最低賃金が848円になってます。この金額、上がったことはとても評価したいと思うんですけども、この金額になった根拠っていいですか、やはり地方公務員の給与を決定するときの原則も色々あると思います。その中でも均衡の原則っていうもので、町内の民間事業者ですとかいろんな企業、JAさんとかでね従事してる同じような仕事で従事してる方の給与も調べて、その中でやはりこういう金額が決まってくるものだというふうに私は理解しているんですが、その点についての質疑、討論は行われたのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

○総務産業常任委員長（向山）

ただ今、瀬戸議員からの質問についてですが、特に委員会での質問はありませんが町側からの説明では、最低賃金を見据えながら設定したと、でなお、先ほどから申し上げているように時間給のほかに一時金が支給されますので、そういう意味では県の最低賃金をぎりぎりというような感覚ではないだろうということで、特にそれ以上の質疑はありませんでした。

○議 長

よろしいですか。はい。質疑を終結いたします。次に、議案第2号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。これより、議案第2号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第3号、辰野町景観条例の制定についてを討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。議案第3号、辰野町景観条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第4号、辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。議案第4号、辰野町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第5号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。議案第5号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第6号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結します。議案第6号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第7号、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。ありませんか。はじめに、原案に反対者の発言を許

可します。

○瀬戸（3番）

それではたつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対する立場から、討論いたします。今回の条例改正は、宿泊料金の上限額を2万円から2万5,000円に引き上げることと、入浴利用料を大人500円から600円、100円値上げをするものです。宿泊料金の上限額の引き上げについては、スペシャルプランとして高級志向の観光客の取り込みを考えた宿泊料金との説明には一定の評価をしたいと考えています。しかし、入浴利用料の値上げについては、以下3点の理由にて反対をしたいと思えます。第一の理由は、今回の値上げの理由です。先ほど委員長から報告がありました。収支改善との説明です。町側の説明でも100円値上げの後は利用者15%、5,643人もの減少を見込んでいる。値上げ後も相当額の収入額を見込んでいるわけではなく、間違いなく利用者が減ること、あえてその中で値上げをすれば利用者が大幅に減ると見込みをしています。その中で、値上げを行うことが収支改善、経営改善につながるのかは疑問です。第二の理由は、今回の議案審査に必要だとして値上げの理由となる現在の運営状況資料及び値上げをした場合の経営改善計画など、シュミレーションなどを全議員へ出してほしいという全員協議会、議運からの要望に対して出された資料によりますと、宿泊者数、日帰り入浴者数、収入には今年度及び来年度の見込みが記載されているものの、レストラン利用者数、日帰り宴会利用者数においては、平成30年までの実績までで今年度及び入浴利用料の値上げをした場合の見込みは掲載されていませんでした。特に日帰り入浴者数に大きく関係する日帰り宴会利用者数が平成29年と30年を比べると、1,241人の減少となっています。歓送迎会や忘新年会の利用が減ったからとのことですが、なぜ利用されなくなったのか検証がされているのでしょうか。一番重要な経営改善の見通しも示されていません。第三の理由は、パークホテルは条例にも規定されているとおり、地域住民の福祉の向上と健康の増進のために造られた町民の共有財産です。公共施設です。値上げは住民に負担を強いるもので、住民福祉の増進に逆行するものです。安易な値上げは避けるべきと考えます。今必要なことは、一層のサービス向上対策を行い入浴客を増やす努力であり、入浴利用料金の値上げではないと私は考えます。よって、今回のパークホテルの入浴利用料金の値上げの改正が含まれた条例改正案には、反対をいたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○小澤（11 番）

原案に賛成の立場から、討論いたします。今回の料金改定は宿泊客の志向に合わせるための宿泊料の上限の改正と、入浴客落ち込みに対して収支改善のために入浴料の引き上げを行う、料金改定です。ただし、入浴料金については、子ども料金は据え置きとなっています。先ほど公共施設が値上げをするのはどうかということですが、指定管理者制度の目的が民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上を目的としている中での、今回の値上げはやむを得ないのではないかと思います。今回の料金改定も安定的、継続的に適切な水準での管理運営を維持し、地域住民の福祉向上を図っていくことが必要なことからの料金改定であるという理由です。町民に向けては、優待券を発行するという事で新たな利用客の開拓を期待できます。現在の指定管理者である（株）グリーンハウスは、平成 30 年 4 月から令和 5 年 3 月までの第二期目の指定管理を受けているわけですが、他の指定管理者の多くが町からの指定管理料の支払いを受けている中で、赤字については同社で負担する一方、収益が出た部分についてはその 20%を変動負担金として町に繰り入れることになっていて、第一期目の平成 25 年度から平成 30 年度までの内、三箇年は利益を生み出し変動負担金として利益の 20%を収めていただいております。以上の点から、委員長報告に賛成いたします。

○議 長

はい、ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議 長

討論を終結します。議案第 7 号、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。原案について起立により採決いたします。委員長報告のとおり決するに賛成の方、原案可決の方はご起立願います。

（起立 9 名）

○議 長

起立多数です。したがって議案第 7 号、たつのパークホテルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。議案第 8 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 9 号、辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。議案第 9 号、辰野町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 21 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。ありませんか。はじめに、原案に反対の発言を許可します。

○瀬戸 (3 番)

それでは、議案第 21 号、辰野町公の施設の指定管理について委員長の報告に反対の立場から討論を行います。本議案は、来年 3 月 31 日に指定管理期間が満了する辰野町地域活性化センターの指定管理者を (有) 共和堂に指定しようとするものです。この平成 29 年度の指定時からこの辰野町地域活性化センター、平成 29 年度の指定管理の指定時から「創業の指導や企業の経営改善等の業務が遂行できるのか。」などの質問に対して、町は「商工会との連携で対応したい。」と答弁してきています。そしてこの 3 年が経ち、商工会との連携が進んでいるようには感じられず、町民からは「何

をやっているのか分からない。」などの意見や声をお聞きしています。そこで、今回私が指定管理について反対をする点3点を述べたいと思います。第一の理由は、現在の(株)TUG BOATが引き続き指定管理者に手を挙げなかった理由が、かやぶきの館に力を入れたいとの理由とこのことです。地域住民からみても、この今回指定管理者とする(有)共和堂は会社名は異なってもYUG BOATと共和堂は実態は同じで看板が違うだけではないか、とそう見られているということも、総務産業常任委員会でも指摘がありました。私、総務産業常任委員会の方、傍聴させていただいていました。そして、TUG BOATではできないことがなぜ共和堂ならできるのか、辰野町地域活性化センターの設置の目的の起業や雇用、継承、業務向上支援に関する事業等を共和堂が行えるのか、資格のある人材がいるのかなど選考過程に納得ができません。第二の理由は、指定管理者は公の施設の管理を安定して行う人的能力を有しており、または確保できる見込みであるなどが選定の条件となっています。総務産業常任委員会を傍聴したところ、法人の役員が公的な役割について最低限の責任を果たしていないという具体的な指摘がありました。これも重要な指摘だと私は考えます。第三の理由は、指定期間が来年4月1日からです。以上の二点の問題について調査と十分な検討を行い、指定管理者を再選考して提案するべきだと私は考えます。以上の理由から、今議会での指定管理者の指定はすべきでないとの考えで、委員長報告には反対をいたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○小澤(11番)

辰野町の公の施設の指定管理の指定について、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。委員会においても選定手続き及び施設の設置目的とこれまでの成果について質問、意見が出されたということですが、先ほど選考過程の話もありましたが選定手続きにつきましては、辰野町公の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例と同条例の施行規則があり、これに基づいて公募がされ、選定の手続きもとられています。その結果、(株)共和堂と一般社団法人〇と編集社の二社が応募し、役場内の指定管理者選定委員会のほかに更に第三者による候補者選定審査会、これは経営に関する専門的知識を有しておられる税理士や、金融機関の支店長を含めた委員会ですが、その委員会の委員全員の評価が(株)共和堂であり、同社が社会貢献活動を行うことについては、新聞業界においても理解が得られているとの委員長報告がありま



した。審査経過においても重大な可否や過失、誤解などが無い以上、私はこの審査結果を良とすべきだと思います。また、設置目的とこれまでの成果についても設置目的である新しいビジネスに取り組んだ成果等発表されていますし、先日も新聞折込されていましたが、第10号になる信州フューチャーセンター通信も出されています。その活動があまり知られていないため誤解を生んでいる一面もあり、残念に思うわけですが今後については若者がチャレンジし、地域の活力となる支援や関係人口案内所として役割を果たしていくとの提案や、役場からも様々な地域課題やワークショップの後の課題解決に向けての要望等、町と歩調を合わせ取り組んでいくとの町側の説明もあり、今後に期待し委員長報告に賛成いたします。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。議案第21号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。原案について起立により採決いたします。委員長報告のとおり決するに賛成の方、原案可決の方はご起立願います。

(起立 8名)

○議長

起立多数です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第10号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは今定例会、福祉教育常任委員会に付託された議案第10号の審査結果を報告いたします。12月12日9時から福祉教育常任委員会室において、委員全員及び担当課長等出席の下、慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。

議案第10号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。国による子ども・子育て支援法等、3歳以上児の保育料及び町民税非課税世帯の3歳未満児の保育料の無償

化等に伴い、当町の保育園等の副食費等について及び文言の訂正等するための条例改正との説明がありました。質疑では、9月議会で可決された「保育料に関する条例との関係で別々の条例改正になったが、同時に行うべきではなかったのか、条例改正の議案提出の仕方は適正なのか。」との質問に対して、「保育料は先行せざるを得なかった。内閣府通達では、別々で改正を行うことは問題ないとされている。」との答弁でした。「文言の変更が多岐に渡り、特定地域型保育や特例地域型などわかりづらい。」との意見が出され、用語説明一覧を用いての説明を受ける中で、「聖ヨゼフ幼稚園や長野県が推奨している、やま保育や森の幼稚園等の位置づけは。」との質問に対して「聖ヨゼフ幼稚園は、来年新年度から導入の予定。やま保育は一つのカリキュラムであり、公立の保育園でも実施しているところもある。森の幼稚園は、保育士や施設の縛りが無い自由な子どもの預かりとなっている認定外保育なので、保育料無償化の対象とはならない。県や市町村での独自の補助があるところもある。」との答弁でした。「食事の提供に要する費用について、今まで保育料に含まれていた副食費、おかずとおやつについて保護者負担を定める条項について、副食費4,500円の内1,500円は町が補助し3,000円を保護者負担とし、所得等により免除される世帯の範囲、現在の徴収人数」の説明を受け、「子育て支援、保護者の負担軽減として全額公費負担が望ましい。」という意見と「保護者負担は必要、しかし低所得世帯への免除も必要。」との意見が出されました。また、2年後に普通交付税となることから、「町の負担増を危惧する。国への負担を求めてほしい。」などの意見が出されました。採決の結果、全員一致にて可決すべきものと決しました。審査結果は以上であります。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第10号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第3、議案第12号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第12号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。日程第4、議案第16号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第16号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程第5、議案第17号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第17号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 20 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 20 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。日程第 7、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました請願第 15 号、免税軽油制度の継続を求める請願書について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日に当委員会に付託されました、請願第 15 号について審査結果を報告いたします。12 月 11 日午後 4 時 10 分から総務産業常任委員会室において、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。以下、その概要を報告いたします。

請願第 15 号、免税軽油制度の継続を求める請願書、提出者は株式会社伊那リゾート代表者白澤裕次、紹介議員津谷彰議員。株式会社伊那リゾートのテクニカルマネージャー松澤雅彦氏から説明したい旨の申し出があったため、これを許可しました。審査の冒頭、紹介議員である津谷彰議員及び松澤雅彦氏から説明を受けました。請願の趣旨は、道路を走らない機械に使用する軽油について、軽油引取税 1 リットル当たり 32 円 10 銭を免税する免税軽油制度によって、スキー場産業においてはグレンデ整備車や降雪機等に使う軽油が免税となっており、3 年ごとの免税制度が来年度令和 3 年 3 月に切れることから、この制度がなくなれば冬季観光産業に大きな負担増を強いることになるため、免税軽油制度の継続を求めるものです。伊那リゾートスキー場では年間 3 万リットルの軽油を使用しており、免税制度によって年間約 100 万円が免税となり、これによって伊那谷の小中学生への利用券配布に使うことができているとの説

明がありました。軽油免税制度の対象は、道路を使用しない事業である船舶、鉄道、農業、林業、倉庫、航空運輸、廃棄物処理、索道など広範囲に及んでいます。審査の上、採決の結果、全会一致にて採択すべきものと決しました。なお、別途意見書を発議いたしますのでご賛同をお願いします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、請願第15号、免税軽油制度の継続を求める請願書について質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、請願第15号、免税軽油制度の継続を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって請願第15号は、委員長報告のとおり決しました。日程第8、追加提出議案の審議について、議案第22号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第22号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

国の上位法にあたる法律の施行により、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の改正が必要になりましたので、次の2つの条例をまとめて改正し、整理する条例の追加議案の上程をお願いするものです。始めに、辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の改正点ですが、国の法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の改正が成されました。令和元年11月19日に公布され、令和元年12月14日施行となりました。お手元に配布しました議案の3ページ、新旧対照表をご覧ください。この改正に準じ、条例中の第2条第2項第2

号について、印鑑の登録ができない者の規定のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改正するものです。また、条例第5条第3項及び条例第6条第3号についても同様に、条文中の記録を記載に改正するものであります。次に、議案2ページをご覧ください。辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ですが、国の法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されたことにより生じた条例中の条項ずれを改正するものであります。小規模保育のための保育士採用の欠格事由から、成年被後見人が除かれた改正で、現在辰野町にこうした小規模保育のための該当施設はありません。法律の施行に伴い、この2つの条例の改正については、施行期日が原則法律の公布の日から6月、6カ月後となっているため、最終日に追加上程をお願いするものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第22号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第9、議案提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに、発議第1号、軽油引取税の課税の免除措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

(事務局長朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、発議第1号、軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書を採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 11名)

○議長

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。決議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。発議第2号、辰野町議会運営委員会、山寺はる美委員長から提出されました議会広報編集特別委員会設置に関する決議を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。引き続いて、特別委員会の委員の選任を行います。お諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定によって指名したいと思います。委員の指名について議会事務局長から朗読いたさせます。

(事務局長朗読)

○議長

議会広報編集特別委員会の委員の選任につきましては、ただ今朗読した委員のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会広報編集特別委員会の委員は、ただ今の委員のとおり選任することに決定しました。日程第10、議会閉会中の委員会の継続審査につい

てを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 11、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布しましたとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

12 月 2 日に開会いたしました第 9 回、辰野町議会定例会にご提案申し上げました追加を含め 22 議案全てを原案どおり承認、可決いただき感謝申し上げます。一般質問では、台風 19 号の影響と今後の防災・減災への取り組みから第六次総合計画、創生総合戦略、福祉、教育、産業まで幅広い質問をいただきました。心して真剣に取り組まなければならないと考えております。来年 2 月 23 日には、NHK のど自慢が開催されます。昨日現在で、出場申し込みが約 100 件、観覧申し込みが約 350 件となっております。予選が行われる前日から当日にかけては、町内外から大勢の方が辰野町にお越しになります。町ではこの両日役場周辺でイベントを実施する予定で、準備をしているところであります。町をあげて NHK のど自慢を盛り上げて、町民の皆様が元気になるよう、様々な企画を考えておりますので、議員の皆様方にもご協力を切にお願い申し上げます。議員各位には今年一年町のため、町民のためにご尽力いただきました。師走も後半です。健康に留意され、良いお年をお迎えいただきますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長



以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、12月2日に開会いたしました、令和元年第9回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

#### 10. 閉会の時期

12月17日 15時15分 閉会

この議事録は、議会事務局長 中畑充夫、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11 番

署名議員 1 番